の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十八日

農林水産大臣　林　芳正
環境大臣　石原　伸晃

○環境農林水産省告示第二号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第二項の規定に基づき、平成十五年三月四日環境農林水産省告示第一号（特定農薬を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一の四の(二)のイの表岩手県の項中「及びゆきちから」を「ゆきちから及びゆきはるか」に改め、同表神奈川県の項中「あやひかり」の下に「、さとのそら」を加え、「及びユメシホウ」を「、ゆめかおり及びユメシホウ」に改め、同表長野県の項中「ゆめかおり」の下に「、ゆめきらり」を加え、同表愛知県の項中「きぬあかり」の下に「、東海一〇四号」を加え、同表山口県の項中「ニシノカオリ」を「せときらら、ニシノカオリ」に改め、同表長崎県の項中「チクゴイズミ」の下に「、長崎W二号」を加え、同表宮崎県の項中「チクゴイズミ」の下に「及びミナミノカオリ」を加える。

第一の五の(二)のイの表神奈川県の項中「カシママムギ」を「カシママゴールド、カシママムギ」に改める。

第一の五の(二)のロの表京都府の項及び島根県の項中「アサカゴールド」の下に「及びサチホゴールデン」を加え、同表長崎県の項中「及びニシノホシ及びはるか二条」に改める。

第一の六の(二)の表山口県の項中「イチバンボシ及び」を削り、同表佐賀県の項中「イチバンボシ」の下に「、ダイシモチ」を加える。

第一の七の(二)のイの表岩手県の項中「青丸くん」の下に「、シュウリュウ」を加え、同表広島県の項中「アキシンロメ」の下に「、あきまろ」を加える。

第一の七の(二)のロの表熊本県の項中「すずおとめ」の下に「及びすずかれん」を加える。

附　則

平成二十年五月以前に生産された国内産のもみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦及び大豆の銘柄については、この告示の施行後も、なお従前の例によるものとする。

○農林水産省告示第三号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第二項の規定に基づき、平成十五年三月四日環境農林水産省告示第一号（特定農薬を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一の四の(二)のイの表岩手県の項中「及びゆきちから」を「ゆきちから及びゆきはるか」に改め、同表神奈川県の項中「あやひかり」の下に「、さとのそら」を加え、「及びユメシホウ」を「、ゆめかおり及びユメシホウ」に改め、同表長野県の項中「ゆめかおり」の下に「、ゆめきらり」を加え、同表愛知県の項中「きぬあかり」の下に「、東海一〇四号」を加え、同表山口県の項中「ニシノカオリ」を「せときらら、ニシノカオリ」に改め、同表長崎県の項中「チクゴイズミ」の下に「、長崎W二号」を加え、同表宮崎県の項中「チクゴイズミ」の下に「及びミナミノカオリ」を加える。

第一の五の(二)のイの表神奈川県の項中「カシママムギ」を「カシママゴールド、カシママムギ」に改める。

第一の五の(二)のロの表京都府の項及び島根県の項中「アサカゴールド」の下に「及びサチホゴールデン」を加え、同表長崎県の項中「及びニシノホシ及びはるか二条」に改める。

第一の六の(二)の表山口県の項中「イチバンボシ及び」を削り、同表佐賀県の項中「イチバンボシ」の下に「、ダイシモチ」を加える。

第一の七の(二)のイの表岩手県の項中「青丸くん」の下に「、シュウリュウ」を加え、同表広島県の項中「アキシンロメ」の下に「、あきまろ」を加える。

第一の七の(二)のロの表熊本県の項中「すずおとめ」の下に「及びすずかれん」を加える。

附　則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百八十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第二項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十六年三月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

第１　起業者の名称　東日本高速道路株式会社

第２　事業の種類　高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線新設工事（北海道小樽市蘭島２丁目地内から同市新光町地内まで）並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　北海道小樽市蘭島２丁目、忍路２丁目、忍路１丁目、桃内２丁目、塩谷４丁目、天神２丁目、天神３丁目、奥沢５丁目、朝里川温泉１丁目、朝里川温泉２丁目、新光５丁目及び新光町地内

２　使用の部分　北海道小樽市蘭島２丁目、忍路２丁目、塩谷４丁目、塩谷５丁目、天狗山１丁目、最上２丁目、天狗山２丁目、松ヶ枝２丁目、天神１丁目、天神２丁目、天神３丁目、奥沢５丁目、天神４丁目、朝里川温泉１丁目及び新光町地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道余市郡余市町登町地内の余市インターチェンジ（仮称）から小樽市新光町地内の小樽ジャンクション（仮称）までの延長23.4㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線新設工事並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第１号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、本体事業の施行により遮断される普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第２号に掲げる公共の利害に関係のある河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第２条第２項に規定する高速道路の新設については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第２条第４項に規定する会社は、同法第３条第１項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第１項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、東日本高速道路株式会社は、平成18年３月31日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本件区間の新設に関する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から本件区間の新設に関する許可を受けていることなどから、起業者である東日本高速道路株式会社は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線（以下「本路線」という。）は、北海道寿都郡黒松内町を起点とし、小樽市、札幌市、千歳市等を経由して同道釧路郡釧路町に至る延長約451㎞の路線である。

本路線が通過する余市郡余市町は、ぶどうの主要な産地であるなど農業が盛んであり、収穫されたぶどうは札幌方面等へ出荷されている。また、余市郡余市町及び小樽市（以下「本件地域」という。）には、様々な観光資源が存し、多くの観光客が訪れている。

本件区間とおおむね並行する一般国道５号は、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通を担い、広く利用されており、一部区間において交通混雑が発生しているほか、自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、一般国道５号の自動車交通量は、小樽市稲穂２丁目20地点で28,231台／日であり、混雑度は2.01となっている。

本件事業の完成により、既に供用済みである本路線の他の区間と接続することで、本件地域と北海道内の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが強化され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性の向上、物流の効率化等による地域経済の活性化に寄与するとともに、一般国道５号の機能を補完・代替することなどから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

○環境省告示第百十九号

四年法律第八十四号）第五十四条第一項第一号の規定に基づき、建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物に係るエネルギー消費性能の向上のために誘導すべき基準（平成二十四年経済産業省・国土交通省・環境省告示第百十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十八日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

別表第6電気の項中「ふり」を「が維持し、及び運用する電線路を介して」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百八十五号

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十四条第一項第一号の規定に基づき、建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物に係る二酸化炭素の排出の抑制のために誘導すべき基準（平成二十四年経済産業省・国土交通省・環境省告示第百十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十八日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

別表第6電気の項中「ふり」を「が維持し、及び運用する電線路を介して」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百八十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第二項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十六年三月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

第１　起業者の名称　東日本高速道路株式会社

第２　事業の種類　高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線新設工事（北海道小樽市蘭島２丁目地内から同市新光町地内まで）並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　北海道小樽市蘭島２丁目、忍路２丁目、忍路１丁目、桃内２丁目、塩谷４丁目、天神２丁目、天神３丁目、奥沢５丁目、朝里川温泉１丁目、朝里川温泉２丁目、新光５丁目及び新光町地内

２　使用の部分　北海道小樽市蘭島２丁目、忍路２丁目、塩谷４丁目、塩谷５丁目、天狗山１丁目、最上２丁目、天狗山２丁目、松ヶ枝２丁目、天神１丁目、天神２丁目、天神３丁目、奥沢５丁目、天神４丁目、朝里川温泉１丁目及び新光町地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道余市郡余市町登町地内の余市インターチェンジ（仮称）から小樽市新光町地内の小樽ジャンクション（仮称）までの延長23.4㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線新設工事並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第１号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、本体事業の施行により遮断される普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第２号に掲げる公共の利害に関係のある河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第２条第２項に規定する高速道路の新設については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第２条第４項に規定する会社は、同法第３条第１項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第１項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、東日本高速道路株式会社は、平成18年３月31日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本件区間の新設に関する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から本件区間の新設に関する許可を受けていることなどから、起業者である東日本高速道路株式会社は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線（以下「本路線」という。）は、北海道寿都郡黒松内町を起点とし、小樽市、札幌市、千歳市等を経由して同道釧路郡釧路町に至る延長約451㎞の路線である。

本路線が通過する余市郡余市町は、ぶどうの主要な産地であるなど農業が盛んであり、収穫されたぶどうは札幌方面等へ出荷されている。また、余市郡余市町及び小樽市（以下「本件地域」という。）には、様々な観光資源が存し、多くの観光客が訪れている。

本件区間とおおむね並行する一般国道５号は、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通を担い、広く利用されており、一部区間において交通混雑が発生しているほか、自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、一般国道５号の自動車交通量は、小樽市稲穂２丁目20地点で28,231台／日であり、混雑度は2.01となっている。

本件事業の完成により、既に供用済みである本路線の他の区間と接続することで、本件地域と北海道内の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが強化され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性の向上、物流の効率化等による地域経済の活性化に寄与するとともに、一般国道５号の機能を補完・代替することなどから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。